

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

鹿児島県始良市西宮島町二番地三〇

医療法人和田歯科医院

清算人 和田 秀文

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

川崎市川崎区砂子二丁目一〇番地七ルリエ

川崎駅前三〇三

管理組合法人ルリエ川崎駅前

清算人 井ノ本真佐夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月七日の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

島根県出雲市斐川町莊原三〇八三番地

宗教法人日本ホーリネス教団出雲エシユ

ルン教会

清算人 中道 善次

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年七月二十一日の山口県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

山口県山口市小郡大正町一五番七号

新山口駅北地区市街地再開発組合

清算人 石田光一郎

清算人 平田 雅典

解散公告（第三回）

当法人は、福岡地方裁判所飯塚支部の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十八日）の翌日から令和八年十月三十一日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

福岡県嘉麻市山野二〇〇二番地

宗教法人山野教会

清算人 弁護士 明石美紗子

連絡先 福岡県飯塚市新立岩四番四号クレイ

ン3ビル四〇二号 森法律事務所

第六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位：千円）

資産の部計

負債及び正味財産の部

負債の部計

正味財産の部計

負債及び正味財産の部計

令和八年八月十二日

岡山県倉敷市連島町鶴新田一七一七番地一

— 森田国洋（Charles Labd

代表理事 出宮 稔久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市富岡町一丁目五四番、最後の住所北海道函館市富岡町一丁目五四番二二

号 右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年八月十二日

事務所北海道函館市大手町一六番一二号

オフィスダイワ2F

相続財産清算人 弁護士 河野 正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市松風町一四番地五、最後の住所岩手県一関市幸町一番一六号

被相続人 亡 大桐 武弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年八月十二日

岩手県一関市大町五番一九号 一関はちや

法律事務所

相続財産清算人 弁護士 蜂谷 大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県角田市江尻字谷津前一七番地、

最後の住所宮城県角田市江尻字谷津前二五番

地二 被相続人 亡 岩間 栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年八月十二日

仙台市青葉区一番町二一五一一二 G C 青

葉通りプラザ七階 勅使河原協同法律事務所

所 相続財産清算人 弁護士 鈴木 貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市上郷六一六五番地、最後

の住所茨城県つくば市上郷六一六五番地一

被相続人 亡 立川 康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年八月十二日

茨城県つくば市稲荷前八番地一 布川ビル

二A はなみずき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 若林 侑加

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区豊玉北五丁目三一番、最後

の住所群馬県前橋市西片貝町二丁目六九番地

被相続人 亡 三原 優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年八月十二日

群馬県桐生市元宿町四番七号元宿ビル二F

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市入間川一四一七番地一、最

後の住所埼玉県狭山市入間川一四一七番地の

一 一七〇五 被相続人 亡 田中 康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年八月十二日

埼玉県所沢市日吉町一四一三朝日生命所沢

ビル三階弁護士法人アルファ総合法律事務

所 相続財産清算人 弁護士 佐藤菜々子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市西馬橋三丁目一八番地一

四、最後の住所千葉県松戸市西馬橋三丁目一

八番地の一四 被相続人 亡 星谷 一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し

ます。

令和八年八月十二日

事務所千葉県松戸市松戸一八八一二九

京阪松戸ビル五階 東葛総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小川 款

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸六丁目四〇番地二三、

最後の住所千葉県八千代市村上八八一番地一

ライオンズマンション勝田台一〇八号

被相続人 亡 樋口 祐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し

ます。

令和八年八月十二日

事務所千葉県中央区中央四丁目一七番三号

袖ヶ浦ビル六階 佐野総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村岡 旭美